

【通達の題名】

令和3年4月1日付課軽2－1ほか5課共同『消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について』等の一部改正について（法令解釈通達）

【通達の改正の趣旨】

国税通則法（昭和37年法律第66号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

【意見公募手続に付さなかった理由】

本件は、国税通則法の改正に伴い、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式に関する申告書等の様式について、所要の改正を行うものであり、軽微な変更にとどまるものであることから、行政手続法第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施しませんでした。